

令和3年第2回熊野町議会臨時会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和3年5月10日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和3年5月10日

4. 出席議員（16名）

1番 水原耕一	2番 福垣内邦治
3番 光本一也	4番 中島数宜
5番 尺田耕平	6番 竹爪憲吾
7番 諏訪本光	8番 沖田ゆかり
9番 片川学	10番 時光良造
11番 民法正則	12番 荒瀧穂積
13番 山吹富邦	14番 山野千佳子
15番 中原裕侑	16番 大瀬戸宏樹

5. 欠席議員（0名）

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	岩田秀次
教育長	平岡弘資
総務部長	宗條勲
住民生活部長	貞永治夫
健康福祉部長	時光良弘
建設農林部長	堂森憲治
教育部長	隼田雅治
総務部次長	西岡隆司

住民生活部次長	立 花 太 郎
健康福祉部次長	西 村 ゆ り
建設農林部次長	寺垣内 栄 作
教 育 部 次 長	堀 野 辰 夫
財 務 課 長	西 川 伸一郎
政策企画課長	須 賀 雅 彦
産業観光課長	榎 並 正 和
収納管理課長	福 嶋 春 樹
防災安全課長	花 岡 秀 城
生活環境課長	熊 野 孝 則
高齢者支援課長	井 原 志保里
子育て支援課長	佛 圓 至 裕
健康推進課長	桐 木 和 義
農林緑地課長	堀 野 准
都市整備課長	宗 像 雅 充
上下水道課長	多久見 良 数
会 計 課 長	福垣内 哲 治



7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	西 村 隆 雄
議 会 事 務 局 書 記	尾 瀆 宏 教



8. 議 事 日 程 (第 1 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 4 議案第 2 4 号 専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認について
- 日程第 5 議案第 2 5 号 専決処分した令和 3 年度熊野町一般会計補正予算 (専決第

1号)の報告及び承認について

日程第 6 常任委員の選任について

日程第 7 議会運営委員の選任について

日程第 8 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任について

議 事 日 程 (第 2 号)

追加日程第1 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出について

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9時30分)

○議長(大瀬戸) ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第2回熊野町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、中島議員、5番、尺田議員、6番、竹爪議員の3名を指名します。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日のみとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求め、町長、その他の関係職員の出席を求めます。

暫時休憩します。

(休憩 9時31分)

(再開 9時32分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、報告第1号、専決処分した損害賠償の額の報告について報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第1号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償に係る事故につきましては、令和元年9月21日、自転車で農道上垣内五反田線を走行中、道路面の段差でバランスを崩し転倒し、負傷されたものでございます。この負傷について、損害賠償額を4万1,928円として相手方と示談が成立したことから、専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第4、議案第24号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第24号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布、令和3年4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

改正内容は、固定資産税の税額据置き、軽自動車税の軽減税率の延長及び地方税法等の改正に伴い、引用条項等の変更に伴う条項ずれや字句の修正などでございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 立花住民生活部次長。

〇住民生活部次長（立花） 議案第24号、専決処分した熊野町税条例等の一部を改正する条例の詳細について、御説明申し上げます。

令和3年度の税制改正により地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、熊野町税条例の所要の改正を行ったものでございます。

それでは、お手元の資料1、1ページを御覧ください。

まず、1の主な改正内容（1）個人町民税関係の住宅ローン控除見直しでございます。

新型コロナウイルスの影響で、当初の控除対象期限が令和3年9月末までの契約・令和3年12月末までの入居までに延びておりましたが、さらに入居期限を令和4年の12月末まで延長され、現行制度と同じく翌年度の個人町民税においても住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除でございますが、この控除額のうち所得税額から控除した残額を町民税から減額する措置を講じます。

続きまして、（2）固定資産税関係でございます。

固定資産税は通常3年に1回の評価替えが行われます。また、通常土地に関する令和3年度の評価替えは令和2年1月1日時点の地価などを基準に税額が決められますが、新型コロナウイルス感染症による社会経済等の状況が変化したことを踏まえ、令和3年度から令和5年度は税負担の急激な上昇を防ぐための現行の負担調整措置の仕組みが継続されることとなりました。さらに令和3年度限りの措置として、土地に関する固定資産税が増額する地点について令和2年度と同額に据え置くこととなりました。

最後の（3）軽自動車税関係でございます。

軽自動車税の環境性能割の見直しでございますが、軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな2030年度燃費基準のもとで税率区分を見直し、環境性能割の税率を1%軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とします。この措置による減収については、全額国費で補填されます。

次のグリーン化特例（経過）の見直しでございます。燃費性能の優れた軽自動車を取得した翌年度分の税率を軽減するものでございますが、これにつきましては適用期限を2年延長し、令和5年3月31日までとし、令和3年4月1日以後に初回新規登録を受

けた自家用乗用車については、適用対象が電気自動車や天然ガス自動車などに限定されることとなりました。

施行期日につきましては、いずれも令和3年4月1日となっております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） ないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第24号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第5、議案第25号、専決処分した令和3年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第25号、専決処分した令和3年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）の報告及び承認につきまして、御説明申し上げます。

専決処分した令和3年度熊野町一般会計補正予算（専決第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,786万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を89億2,825万円とするものでございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得のひとり親に対しその実績を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための費用及びこれに対する国庫補助金1,786万7,000円を

歳入歳出予算にそれぞれ増額補正したもので、給付に係る予算を早急に措置する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 長引くコロナ禍の中で、離婚が成立してひとり親になられた方がいらっしゃいます。このひとり親世帯への5万円の給付金ですけれども、私のところに御相談に来られた方は、ひとり親になったにもかかわらず給付金が頂けなかったということですが、これ児童扶養手当の受給者が対象というふうになっておりますけれども、こういった制度の網からこぼれた方に対して町としてはどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 今回のこの補正の内容につきましては、このたび4月分の児童扶養手当の対象者ということで、その対象者及び公的年金等受給により児童扶養手当を受けていない方、またコロナの影響で家計が急変して収入が児童扶養手当受給者と同水準になった方ということが対象になっておりますので、そのあたりを含めて全体で250世帯を見込んで補正のほうをさせていただきました。

あと、それとふたり親についても今後国のほうから制度が示されましたので、また続いて補正のほうをお願いして、速やかな支給をしたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 答えになってないと思うんですけども、今まで、昨年から引き続きこ

のひとり親の給付金は何度も支給されておりますけれども、その中でやはり制度からこぼれた方がいらっしゃるって、離婚が成立してひとり親になったのに給付金を頂いていない方が現実にはいらっしゃいます。そういった方たちに対して町はどのように考えていらっしゃるのかお伺いしているんですけれども、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） これまでの支給が受けなかったというところだと思うんですが、今回、国のほうの制度を今から固められて、今後、6月補正、先ほど言いましたように上げさせていただくものがあれば、こちらは対象になるのではないかなとは思いますが、ちょっとその対象について、例えば非課税の方とか、ふたり親でも非課税の方も対象になりますので、そういう条件をクリアすれば、次の6月補正でお願いする分については対象になろうかというふうに思っています。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） それでは、前回支給していただかなかった方というのは、その後給付金を支給ということは考えていらっしゃらないということですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 前回のひとり親の給付金につきましては、新たにひとり親になられた方という方も当然対象になりますので、こちらのほうからはそういった声かけはさせていただいているはずなんですけど、ちょっとその辺の、もし対象にならなかったということであれば、何らかの所得の制限であるとか、そういったものが関係して該当になってないのかもしれない。その辺はちょっとまた個別に対応を考えたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

の出身ですから、ぜひ把握されている状態をお聞きしたいと思います。

〇議長（大瀬戸） 答弁できますか。岩田副町長。

〇副町長（岩田） まず、会社の雇用の状況についてはちょっとお答えができません。把握をしておりませんが、今回、御承知と思いますが、広島県のほうが事業者への支援をするということで、町のほうにも話が来ております。その過程の中で、今町内の中に、今回の県の補償は3割以上収入が減った方というのを対象にしているんですけども、そこら辺のところは商工会と調整をして、現在、おおむね商工会に加入している団体だけですけども、どれぐらいの方が収入が減ったと、企業に影響が出たかという回答を得ておるようございまして、その数字はちゃんと把握をしておりますが、それについては、今後、その県の事業の、町も協調補助が要りますので、じっくり制度設計をして、議会のほうにまた案ができたなら御提出したいというふうに考えております。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） この補正の趣旨は生活を支援するということでございます。税制上の非課税世帯でございますが、パート従業員の方がどの程度解雇されたかは把握されていらっしゃいますか。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。暫時休憩します。

（休憩 9時54分）

（再開 9時55分）

〇議長（大瀬戸） それでは、会議を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。光本議員。

〇3番（光本） 今回の補正予算は児童扶養手当受給者に対する補正予算という説明でしたけども、4月13日付でアップされております町のホームページ、この児童扶養手当以外にも（2）、（3）の対象者が記載されております。公的年金給付等を受給してお

り令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者、(3)が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計の急変、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準になっている者と記載されております。先ほど部長の答弁で、国の制度設計を踏まえてこれから検討措置するというように言われました。ちょっと現状での状況、スケジュール的などころが分かりましたら、よろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長(佛圓) まず、今回の給付につきましては、まず4月分の児童扶養手当対象者につきましては、本日振込をするように準備しております。あとその他の公的年金受給者で対象になっていない方であるとか、家計が急変して所得が減少する方、こういった方につきましては申請のほうを受け付けまして、その申請に基づいて今後給付のほうを行っていく予定です。

あと、それともう一つ、低所得のふたり親世帯、非課税世帯等が対象になるんですが、それにつきましては、今国のほうから詳細のほうが示されて徐々に来ておりますので、それを踏まえて、最新の令和3年度の課税情報等、これを確認した上で、児童手当の口座のほうに振込をするようになりますので、6月末ないし7月というような頃に給付のほうをするようなスケジュールで今考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番(光本) 分かりました。ホームページ、広報紙のほうでされると思うんですけども、その他の方法も周知のほうを検討していただきたいと思います。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) それでは、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第25号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については原案のとおり承認されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第6、常任委員の選任を行います。常任委員の選任については、熊野町議会委員会条例第2条の各号において、総務厚生委員会6名、文教委員会5名、産業建設委員会5名となっております。

お諮りします。常任委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 9時59分)

(再開 10時00分)

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。総務厚生委員に大瀬戸議員、山吹議員、民法議員、竹爪議員、中島議員、福垣内議員。文教委員に中原議員、荒瀧議員、片川議員、沖田議員、諏訪本議員。産業建設委員に山野議員、時光議員、尺田議員、光本議員、水原議員。以上のとおり、それぞれ指名したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 10時01分)

(再開 10時01分)

〇議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、次の日程に入るに先立ち、各常任委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので御報告します。総務厚生委員長に竹爪議員、同副委員長に中島議員。文教委員長に片川議員、同副委員長に沖田議員。産業建設委員長に尺田議員、同副委員長に水原議員。

以上でございます。

〇議長(大瀬戸) これより日程第7、議会運営委員の選任を行います。議会運営委員の選任については、熊野町議会委員会条例第4条の2第2項において定数は6名となっております。

お諮りします。議会運営委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により議長において指名することにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 10時03分)

(再開 10時03分)

〇議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。議会運営委員に山吹議員、時光議員、片川議員、沖田議員、竹爪議員、尺田議員の6名を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員にはただいま指名しました6名を選任することに決定しました。暫時休憩します。

(休憩 10時04分)

(再開 10時04分)

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会運営委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので、御報告します。委員長に時光議員、同副委員長に沖田議員。

以上でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第8、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任を行います。

お諮りします。本件につきましては、熊野町議会委員会条例第5条第1項及び熊野町議会広報発行に関する規程第4条に基づき、6名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報誌及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査とすることにしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、6名の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、これに議会広報誌及び熊野町議会ホームページの作成・編集を付託することとし、閉会中もなお継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました議会広報特別委員会の委員の選任につきましては、熊野町議会委員会条例第6条第2項の規定により議長において指名することにしたと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 10時06分）

（再開 10時06分）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。議会広報特別委員に沖田議員、竹爪議員、中島議員、光本議員、福垣

内議員、水原議員の6名を指名したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員については、ただいま指名しました6名を選任することに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 10時07分)

(再開 10時07分)

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、次の日程に入るに先立ち、議会広報特別委員会の正副委員長の互選結果が通知されておりますので御報告します。委員長に沖田議員、同副委員長に竹爪議員。

以上でございます。

暫時休憩します。

(休憩 10時07分)

(再開 10時20分)

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまお配りしておりますとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、熊野町議会会議規則第75条の規定に基づく閉会中の継続審査・調査申出についてが提出されました。

お諮りします。提出されました閉会中の継続審査・調査申出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査・調査申出についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩します。

(休憩 10時20分)

(再開 10時22分)



~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより追加日程第1、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査・調査の申出についてを議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、委員会における審査の事件について、熊野町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会します。

皆さん、大変お疲れさまでした。

（散会 10時23分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員